

まもりすまい既存住宅保険 防水補修基準

まもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型・検査機関保証型・仲介業者保証型）において、保険申込の受付日から過去3ヶ月以内に以下に掲げる構造区分に応じた防水補修工事を実施している場合、保険料を割り引くものとする。

（木造）

第1条 木造の住宅において、雨水の浸入を防止する部分について防水性能を維持又は回復させるための補修を行う場合は、次の各号に掲げる工事を行っていること。

（1）外壁全面に対して、次の表のイ欄の仕上げ等に応じてロ欄の補修工事を行うこと。ただし、シーリング材が施されている場合で、シーリング箇所にバックアップ材が施されていない場合は、これを取り付けていること。

イ 既存の仕上げ	ロ 補修工事の内容
モルタル仕上げ、リシン吹付け、吹付タイル、コンクリート打ち放し等	表面を清掃の上、同質の材料による仕上げなおし
サイディング、ALC版等	表面を清掃の上、同質の塗材による塗装
板張り等	防腐剤の混入された塗材による塗装
その他	仕上げを変更する場合は、変更される仕上げに適した下地処理の実施

（2）屋根廻りに対して、次の表のイ欄の部材に応じてロ欄の補修工事を行うこと。

イ 部材	ロ 補修工事の内容
破風及び軒先の鼻隠し等が木材による場合	交換又は防腐剤の混入された塗材による塗装
板金加工した雨どい	さび止め材の再塗装
バルコニーの排水ドレイン（当該バルコニーの直下に居室等を有する場合に限る）	シーリングのやり直し等の防水処理

（3）屋根（金属瓦葺き仕上げの場合は除く）の防水工事を全面的に再施工すること。

（鉄筋コンクリート造）

第2条 鉄筋コンクリート造の住宅において雨水の浸入を防止する部分について防水性能を維持又は回復させるための補修を行う場合は、次の各号に掲げる工事を行っていること。

（1）外壁全面に対して、次の表のイ欄の仕上げ等に応じてロ欄の補修工事を行うこと。

イ 既存の仕上げ	ロ 補修工事の内容
モルタル仕上げ、リシン吹付け、吹付タイル、コンクリート打ち放し等	表面を清掃の上、同質の材料による仕上げなおし
サイディング	表面を清掃の上、同質の塗材による塗装
その他	仕上げを変更する場合は、変更される仕上げに適した下地処理の実施

（2）バルコニーの排水ドレイン（当該バルコニーの直下に居室等を有する場合に限る）に対して、シーリングのやり直し等の防水処理を行っていること。

（3）屋根に対して、次の表のイ欄の仕上げ等に応じてロ欄の補修工事を行うこと。

イ 部材	ロ 補修工事の内容
露出防水が施されている	交換又は同質の材料による仕上げなおし
防水層の上に保護コンクリートが施されている（保護コンクリートが著しく劣化している）	防水層及び保護コンクリートの交換又は同質の材料による仕上げなおし
防水層の上に保護コンクリートが施されている（保護コンクリートが著しく劣化していない）	保護コンクリートの補修

(鉄骨造)

第3条 鉄骨造の住宅において雨水の浸入を防止する部分について防水性能を維持または回復させるための補修を行う場合は、次の各号に掲げる工事を行っていること。

(1) 外壁全面に対して、次の表のイ欄の仕上げ等に応じてロ欄の補修工事を行うこと。ただし、シーリング材が施されている場合で、シーリング箇所にバックアップ材が施されていない場合は、これを取り付けていること。

イ 既存の仕上げ	ロ 補修工事の内容
モルタル仕上げ、リシン吹付け、吹付タイル、コンクリート打ち放し等	表面を清掃の上、同質の材料による仕上げなおし
サイディング、ALC版等	表面を清掃の上、同質の塗材による塗装
板張り等	防腐剤の混入された塗材による塗装
その他	仕上げを変更する場合は、変更される仕上げに適した下地処理の実施

(2) パルコニーの排水ドレイン（当該パルコニーの直下に居室等を有する場合に限る）に対して、シーリングのやり直し等の防水処理を行っていること。

(3) 屋根に対して、次の表のイ欄の仕上げ等に応じてロ欄の補修工事を行うこと。

イ 部材	ロ 補修工事の内容
露出防水が施されている	交換又は同質の材料による仕上げなおし
防水層の上に保護コンクリートが施されている（保護コンクリートが著しく劣化している）	防水層及び保護コンクリートの交換又は同質の材料による仕上げなおし
防水層の上に保護コンクリートが施されている（保護コンクリートが著しく劣化していない）	保護コンクリートの補修